

新 旧 対 照 表

(新)

高知県病床機能分化促進事業費補助金交付要綱
(抜粋)

第1条～第14条 略

(県内発注)

第15条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

(立入調査)

第16条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があると認められるときは、補助金の交付決定を受けた事業者に対して、報告させ、又は、本県職員にその事務所、施設等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年11月29日から施行し、同年6月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第1号及び第5号から第9号まで、第10条第2項及び第3項並びに第11条から第13条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和7年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月17日から施行する。

(旧)

高知県病床機能分化促進事業費補助金交付要綱
(抜粋)

第1条～第14条 略

(立入調査)

第15条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があると認められるときは、補助金の交付決定を受けた事業者に対して、報告させ、又は、本県職員にその事務所、施設等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年11月29日から施行し、同年6月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第1号及び第5号から第9号まで、第10条第2項及び第3項並びに第11条から第13条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和7年3月27日から施行する。

別表第1 (第3条、第4条関係)

(新)

事業区分	回復期機能を持つ病床への転換又は回復期機能を持つ病床の増床に係る事業			病床の削減に係る事業			回復期機能の病床を有する診療所の新設に係る事業	
	施設整備事業	設備整備事業	施設設計事業	建物の改修整備事業	建物や医療機器の処分に係る損失	人件費(退職金)	施設整備事業	設備整備事業
補助事業者	医療法(昭和23年法律第205号)に基づき高知県内の病院及び診療所(病床を有する診療所に限る)の開発者であって、知事が適当と認めるもの。							
補助対象事業	次に掲げる施設基準等(基本診療科の施設基準等(平成20年3月厚生労働省告示第62号)によるものをいう。)のいずれかを満たす施設を開設するため施設整備事業、設備整備事業及び施設設計事業のうち、病床機能報告(医療法第30条の13第1項の規定による報告をいう。以下同じ。)において、当該整備に伴い、一以上の病室に係る機能区分が急性期機能又は慢性期機能から回復期機能へ変更又は回復期機能が増床されるものとする。ただし、次に掲げるうちに係る病床機能報告についてはこの限りでない。 ア 回復期リハビリテーション病棟入院料 イ 地域包括ケア病棟入院料 ウ 地域包括ケア入院医療管理料 エ 心大血管疾患リハビリテーション料 オ 脳血管疾患等リハビリテーション料 カ 運動療育リハビリテーション料 キ 呼吸器リハビリテーション料			(1) 病床の削減(用途変更) 病床の削減に伴い不要となる病棟・病室等を他の用途へ変更する(機能転換(回復期機能を持つ病床や介護医療院への転換など)以外)するための必要な工事費又は工事請負費 (2) 病床の削減(用途変更以外) 病床の削減に伴い病棟の新築、増改築又は改修を行う場合の施設整備事業	病床の削減に伴い不要となる建物や不要となる医療機器の処分に係る損失。 ただし、病床の削減を行うことによって、現在入院していた患者の行き場が無くなることなど、地域にとって必要な医療が無くならない場合に限る。	機能転換や病床の削減に伴い退職する職員の退職金。 ただし、病床の削減を行うことによって、現在入院していた患者の行き場が無くなることなど、地域にとって必要な医療が無くならない場合に限る。		補助事業者が行う回復期機能の病床を有する診療所の新設に係る施設整備及び設備整備に係る事業。 ただし、高知県地域医療構想(平成28年12月策定)に定める構想区域のうち、申請日時点で県において病床機能報告に基づき確認できる病床数と令和7年の必要病床数を比較し、回復期機能以外の病床機能においても不足が生じている構想区域で整備する場合に限る。
			(1)、(2)ともに、病床の削減を行うことによって、現在入院していた患者の行き場が無くなることなど、地域にとって必要な医療が無くならない場合に限る。また、病床の削減に伴い無床診療所となる場合も対象とする。					
			令和3年度以降の病床機能報告等において、一度も休棟中甲等としていない病棟又は診療所における病床の削減に限る。ただし、一時的な休棟の場合はこの限りでない。					
補助対象事業	補助対象事業のA～キに掲げる施設基準等のいずれかを満たすための必要な病棟の新築、増改築又は改修に要する工事費又は工事請負費(病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等)	リハビリのための治療機器、訓練機器等、回復期機能を強化するために必要な医療機器等の備品購入費	補助対象事業のA～キに掲げる施設基準等のいずれかを満たすための必要な病棟の新築、増改築又は改修に要する設計費用(病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等)	(1) 病床の削減(用途変更) 病床の削減に伴い不要となる病棟・病室等を他の用途に変更(機能転換(回復期機能を持つ病床や介護医療院への転換など)以外)するための必要な工事費又は工事請負費 (2) 病床の削減(用途変更以外) 病床の削減に伴い病棟の新築、増改築又は改修を行う場合に必要の工事費又は工事請負費	病床の削減に伴い不要となる建物(病棟・病室等)や不要となる医療機器の処分(廃棄、解体又は売却)に係る損失(財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る)。 ただし、高知県地域医療構想告示日(平成28年12月9日)までに取得(契約)した物に限る。 医療機器については、廃棄又は売却した場合に発生する損失(「固定資産除去損」、「固定資産廃棄損」及び「固定資産売却損」のみを対象とする。「有差売却」は対象としない)。 建物については、廃棄又は売却した場合に発生する損失(「固定資産除去損」、「固定資産廃棄損」及び「固定資産売却損」)を対象とするが、法人税上「有差売却」として認められる場合に限り、廃棄又は売却を伴わない損失(固定資産除去損)についても、対象とする。この場合、翌年度以降解体する際に発生する損失(固定資産廃棄損)についても、対象とする。	機能転換や病床の削減に伴い退職する職員の退職金のうち、早期退職制度(法人等の就業規則等で定めたもの)に限る。により上積みされた退職金の前増し相当額	施設整備に係る工事費又は工事請負費	医療機器購入費
補助対象経費	(1) 新築・増改築 立替える場合(従前の建物を取り壊して、これと位置・構造・階数・規模がほぼ同程度にものを建築する場合)、病室部分を含み敷地内の既存の建物に増床をする場合、敷地内に別棟を新築する場合等 (2) 改修 従前の建物の壁(く)体工事に及ばない模様替え及び内部改修にあたる場合	ただし、1品当たりの単価が10万円以上のものを対象とする。		(1)、(2)ともに、高知県地域医療構想告示日(平成28年12月9日)までに取得した物に限る。また、病床の削減に伴い無床診療所となる場合も対象とする。	(1) 固定資産除去損 (固定資産を廃棄した場合の帳簿価格及び撤去費用) (2) 固定資産廃棄損 (固定資産を廃棄した場合の撤去費用) (3) 固定資産売却損 (固定資産の売却価格がその帳簿価格に不足する差額) 関係事業者への売却は対象外とし第三者への売却のみを対象とする。ただし、複数の不動産鑑定士や専門業者の鑑定状況を確認した、市場価格と大幅な乖離がない場合(売却後に「購入者が未使用」又は「売却者が継続使用」する場合を除く)は、関係事業者でも対象とする。 関係事業者とは、医療法第51条第1項に定める理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人又はその役員(厚生労働省令(医療法施行規則第32条の6第1項第1号)で定める特殊の関係があるものをいう)。			ただし、1品当たりの単価が25万円以上のものを対象とする。
補助基準額	(1) 新築又は増改築 1床当たり7,875千円 (2) 改修 1床当たり5,900千円	1施設当たり10,800千円	1施設当たり10,000千円	(1) 病床の削減(用途変更) ア 鉄筋コンクリートの場合 1㎡当たり200,900円 イ ブロックの場合 1㎡当たり175,100円 (2) 病床の削減(用途変更以外) 病床の削減1床当たり5,022,500円	1施設当たり200,000千円以内	1人当たり6,000千円以内	(1) 基準額 1㎡当たり164,900円 (2) 基準面積 5床以下 240㎡ 6床以上 760㎡ ※ただし、設置する病床が12床以上かつ医療法第7条第3項の規定により、医療法施行規則第1条の14第7項第1号及び第2号に規定する層出により病床を設置する場合は、1,258㎡を基準面積とする。	1施設当たり16,500千円
補助対象事業に対する補助率	2分の1以内							
その他	(1) 事業採択にあたっては、事前に地域医療構想調整会議に意見照会を行う。 (2) 1施設当たりの施設整備事業、設備整備事業及び施設設計事業を合わせた補助限度額は、1億4,000万円までとする。 (3) 施設整備事業においては、次に掲げる費用については、補助の対象としないものとする。 ア 土地の取得又は整地に要する費用 イ 門、柵、塀及び造園の工事並びに道路の敷設に要する費用 ウ 設計その他工事に伴う事務に要する費用 エ 既存建物の買収に要する費用 オ アからエまでに掲げるもののほか、整備費として適当であると認められない費用 (4) 回復期機能を持つ病床の増床に係る事業においては、増床することにより、既存病棟が基準病床(医療法第30条の4第2項第17号及び医療法施行規則第30条の30の規定による基準病床数をいう。)を上回らない保健医療圏に限るものとする。 ただし、この場合の既存病棟の算定の際には、医療法施行規則第1条の14第7項第1号及び第2号に該当すると認められた病床設置届出診療所の病床数は除くものとする。			(1) 事業採択にあたっては、事前に地域医療構想調整会議に意見照会を行う。 (2) 以下の保健医療圏又は医療機能の病床の削減に対する補助金の活用は原則不可とするが、地域医療構想調整会議の協議を踏まえて地域にとって必要と認められる病床の削減と認められる場合にはこの限りではない。 ・申請時点で既存病棟が基準病床より少なくなっている保健医療圏、又は当該補助金を活用して病床を削減することにより既存病床が基準病床より少なくなる保健医療圏での病床の削減 ・当該構想区域において現時点で2025年の必要病床数と比較して少なくなっている医療機能の病床の削減、又は当該補助金を活用して病床を削減することにより、2025年の必要病床数と比較して少なくなる医療機能の病床の削減				(1) 事業採択にあたっては、事前に地域医療構想調整会議に意見照会を行う。 (2) 施設整備事業においては、次に掲げる費用については、補助の対象としないものとする。 ア 土地の取得又は整地に要する費用 イ 門、柵、塀及び造園の工事並びに道路の敷設に要する費用 ウ 設計その他工事に伴う事務に要する費用 エ 既存建物の買収に要する費用 オ アからエまでに掲げるもののほか、整備費として適当であると認められない費用
備考	※ 「基準病床」必要病床数「保健医療圏」構想区域「高知県地域医療構想」地域医療構想調整会議については、第7期高知県保健医療計画に定めるものをいう。							

別表第1 (第3条、第4条関係)

(旧)

事業区分	回復期機能を持つ病床への転換又は回復期機能を持つ病床の増床に係る事業			病床の削減に係る事業			回復期機能の病床を有する診療所の新設に係る事業	
	施設整備事業	設備整備事業	施設設計事業	建物の改修整備事業	建物や医療機器の処分に係る損失	人件費(退職金)	施設整備事業	設備整備事業
補助事業者	医療法(昭和23年法律第205号)に基づく高知県内の病院及び診療所(病床を有する診療所に限る)の開発者であって、知事が適当と認めるもの。							
補助対象事業	次に掲げる施設基準等(基本診療料の施設基準等(平成20年3月厚生労働省告示第62号)によるものをいう。)のいずれかを満たす施設を開設するため施設整備事業、設備整備事業及び施設設計事業のうち、病床機能報告(医療法第30条の13第1項の規定による報告をいう。以下同じ。)において、当該整備に伴い、一以上の病床に係る機能区分が急性期機能又は慢性期機能から回復期機能へ変更又は回復期機能が増床されるものとする。ただし、次に掲げるうちに係る病床機能報告についてはこの限りでない。 ア 回復期リハビリテーション病棟入院料 イ 地域包括ケア病棟入院料 ウ 地域包括ケア入院医療管理料 エ 心大血管疾患リハビリテーション料 オ 脳血管疾患等リハビリテーション料 カ 運動器リハビリテーション料 キ 呼吸器リハビリテーション料			(1) 病床の削減(用途変更) 病床の削減に伴い不要となる病床・病室等を他の用途へ変更するために必要な施設整備事業 (2) 病床の削減(用途変更以外) 病床の削減に伴い病棟の新築、増改築又は改修を行う場合の施設整備事業 (1)、(2)ともに、病床の削減を行うことによって、現在入院していた患者の行き場が無くなることなどの、地域にとって必要な医療が無くなる場合に限る。また、病床の削減に伴い無床診療所となる場合も対象とする。 令和3年度以降の病床機能報告等において、一度も「休棟中」等としていない病棟又は診療所における病床の削減に限る。ただし、一時的な休棟の場合はこの限りでない。	病床の削減に伴い不要となる建物や不要となる医療機器の処分に係る損失。 ただし、病床の削減を行うことによって、現在入院していた患者の行き場が無くなることなどの、地域にとって必要な医療が無くなる場合に限る。	機能転換や病床の削減に伴い退職する職員の退職金。 ただし、病床の削減を行うことによって、現在入院していた患者の行き場が無くなることなどの、地域にとって必要な医療が無くなる場合に限る。		補助事業者が行う回復期機能の病床を有する診療所の新設に係る施設整備及び設備整備に係る事業。 ただし、高知県地域医療構想(平成28年12月策定)に定める構想区域のうち、申請日時点で既に病床機能報告に基づき確認できる病床数と令和7年の必要病床数を比較し、回復期機能以外の病床機能においても不足が生じている構想区域で整備する場合に限る。
補助対象経費	補助対象事業のアーキに掲げる施設基準等のいずれかを満たすために必要な新築、増改築又は改修に要する工事費又は工事請負費(病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、ハルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等) ただし、1品当たりの単価が10万円以上のものを対象とする。 (1) 新築・増改築立替える場合(従前の建物を取り壊して、これと位置・構造・階数・規模がほぼ同程度にもを建築する場合)、病床部分を含み敷地内の既存の建物に増築をする場合、敷地内に別棟を新築する場合等 (2) 改修従前の建物の躯体(工事に及ばない模様替え及び内部改修にあたる場合	リハビリのための治療機器訓練機器等、回復期機能を強化するために必要な医療機器等の備品購入費 ただし、1品当たりの単価が10万円以上のものを対象とする。	補助対象事業のアーキに掲げる施設基準等のいずれかを満たすために必要な新築、増改築又は改修に要する工事費又は工事請負費(病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、ハルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等)	(1) 病床の削減(用途変更) 病床の削減に伴い不要となる病床・病室等を他の用途に変更(機能転換(回復期機能を持つ病棟や介護医療院への転換など)以外)するために必要な工事費又は工事請負費 (2) 病床の削減(用途変更以外) 病床の削減に伴い病棟の新築、増改築又は改修を行う場合に必要工事費又は工事請負費 (1)、(2)ともに、高知県地域医療構想告示日(平成28年12月9日)までに取得した物に限る。また、病床の削減に伴い無床診療所となる場合も対象とする。	病床の削減に伴い不要となる建物(病棟・病室等)や不要となる医療機器の処分(廃棄、解体又は売却)に係る損失(財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る)。 ただし、高知県地域医療構想告示日(平成28年12月9日)までに取得(契約)した物に限る。 医療機器については、廃棄又は売却した場合に発生する損失(「固定資産除去損」、「固定資産廃棄損」及び「固定資産売却損」のみを対象とする(「有委除却」は対象としない))。 建物については、廃棄又は売却した場合に発生する損失(「固定資産除去損」、「固定資産廃棄損」及び「固定資産売却損」を対象とするが、法人税上「有委除却」として認められる場又は改修を行う場合に必要工事費又は工事請負費)についても、対象とする。 (1)固定資産除去損 (固定資産を廃棄した場合の帳簿価格及び撤去費用) (2)固定資産廃棄損 (固定資産を廃棄した場合の撤去費用) (3)固定資産売却損 (固定資産の売却価格がその帳簿価格に不足する差額) 関係事業者への売却は対象外とし第三者への売却のみを対象とする。ただし、複数の不動産鑑定士や専門業者の鑑定状況を踏まえた、市場価格と大幅な乖離がない場合(売却後に「購入者が未使用」又は「売却者が継続使用」する場合を除く)は、関係事業者でも対象とする。 関係事業者とは、医療法第51条第1項に定める理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人又はその役員(厚生労働省令(医療法施行規則第32条の6第1項第1号)で定める特殊の関係があるものをいう)。	機能転換や病床の削減に伴い退職する職員の退職金のうち、早期退職制度(法人等の就業規則等で定められたものに限る)により積み立てられた退職金の割増し相当額	施設整備に係る工事費又は工事請負費 ただし、1品当たりの単価が25万円以上のものを対象とする。	
補助基準額	(1) 新設又は増改築 1床当たり4,312千円 (2) 改修 1床当たり3,333千円	1施設当たり10,800千円	1施設当たり10,000千円	(1) 病床の削減(用途変更) ア 鉄筋コンクリートの場合 1㎡当たり200,900円 イ ブロックの場合 1㎡当たり175,100円 (2) 病床の削減(用途変更以外) 病床の削減1床当たり5,022,500円	1施設当たり200,000千円以内	1人当たり6,000千円以内	(1) 基準額 1㎡当たり164,900円 (2) 基準面積 5床以下 240㎡ 6床以上 780㎡ ※ただし、設置する病床が12床以上かつ医療法第7条第3項の規定により、医療法施行規則第1条の14第7項第1号及び第2号に規定する届出により病床を設置する場合は、1,258㎡を基準面積とする。	1施設当たり16,500千円
補助対象事業に対する補助率	2分の1以内							
その他	(1) 事業採択にあたっては、事前に地域医療構想調整会議に意見照会を行う。 (2) 1施設当たりの施設整備事業、設備整備事業及び施設設計事業を合わせた補助限度額は、8,000万円までとする。 (3) 施設整備事業においては、次に掲げる費用については、補助の対象としないものとする。 ア 土地の取得又は整地に要する費用 イ 門、欄、塀及び造園の工事並びに道路の敷設に要する費用 ウ 設計その他工事に伴う事務に要する費用 エ 既存建物の買収に要する費用 オ アからエまでに掲げるもののほか、整備費として適当であると認められない費用 (4) 回復期機能を持つ病床の増床に係る事業においては、増床することにより、既存病床が基準病床(医療法第30条の4第2項第17号及び医療法施行規則第30条の30の規定による基準病床数をいう。)を上回らない保健医療圏に限るものとする。 ただし、この場合の既存病床の算定の際には、医療法施行規則第1条の14第7項第1号及び第2号に該当すると認められた病床設置届出診療所の病床数は除くものとする。			(1) 事業採択にあたっては、事前に地域医療構想調整会議に意見照会を行う。 (2) 以下の保健医療圏又は医療機能の病床の削減に対する補助金の活用は原則不可とするが、地域医療構想調整会議の協議を踏まえて地域にとって必要と認められる病床の削減と認められる場合にはこの限りではない。 ・申請時点で既存病床が基準病床より少なくなっている保健医療圏、又は当該補助金を活用して病床を削減することにより既存病床が基準病床より少なくなっている保健医療圏での病床の削減 ・当該構想区域において現時点で2025年の必要病床数と比較して少なくなっている医療機能の病床の削減、又は当該補助金を活用して病床を削減することにより、2025年の必要病床数と比較して少なくなっている医療機能の病床の削減				(1) 事業採択にあたっては、事前に地域医療構想調整会議に意見照会を行う。 (2) 施設整備事業においては、次に掲げる費用については、補助の対象としないものとする。 ア 土地の取得又は整地に要する費用 イ 門、欄、塀及び造園の工事並びに道路の敷設に要する費用 ウ 設計その他工事に伴う事務に要する費用 エ 既存建物の買収に要する費用 オ アからエまでに掲げるもののほか、整備費として適当であると認められない費用
備考	※「基準病床」「必要病床数」「保健医療圏」「構想区域」「高知県地域医療構想」「地域医療構想調整会議」については、第7期高知県保健医療計画に定めるものをいう。							

(新)

別表第2 (略)

別記第1号様式～第9号様式 (略)

(旧)

別表第2 (略)

別記第1号様式～第9号様式 (略)

別紙1 (当初)

申請額算出調書 (回復期機能を持つ病床への転換又は回復期機能を持つ病床の増床に係る事業)

(医療機関の名称) :
(開設者) :

区分	整備区分 ※1	総事業費 (A)	寄附金その他の収入額 (B)	差引額 (A)-(B) (C)	対象経費の支出予定額 (D)	基準額 ※2 (E)	選定額 ※3 (F)	補助率 (G)	補助所要額 (F)×(G) ※4 (H)	備考 (整備病床数)
病床機能分化促進事業		円	円	円	円	円	円	1/2	円	床
施設整備								1/2		
設備整備						1,080万円		1/2		
施設設計						1,000万円		1/2		

(注) ※1 「整備区分」欄は、「新築」、「増改築」又は「改修」の別を記入してください。

※2 (E) の「施設整備」の欄は、整備予定病床数×施設整備基準額 (1床当たり) で算出してください。

〔 新築・増改築 7,875,000円
改修 5,966,000円 〕

※3 (F) の金額は、(C)、(D)及び(E)のうち最も少ない額を記入してください。

※4 (H) の金額は、算出した額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てた額を記入してください。

また、1施設当たりの補助交付額は、施設整備、設備整備及び施設設計を合わせて1億4,000万円を限度額とします。

(新)

別紙1 (当初)

申請額算出調書 (回復期機能を持つ病床への転換又は回復期機能を持つ病床の増床に係る事業)

(医療機関の名称) :
(開設者) :

区分	整備区分 ※1	総事業費 (A)	寄附金その他の収入額 (B)	差引額 (A)-(B) (C)	対象経費の支出予定額 (D)	基準額 ※2 (E)	選定額 ※3 (F)	補助率 (G)	補助所要額 (F)×(G) ※4 (H)	備考 (整備病床数)
病床機能分化促進事業		円	円	円	円	円	円	1/2	円	床
施設整備								1/2		
設備整備						1,080万円		1/2		
施設設計						1,000万円		1/2		

(注) ※1 「整備区分」欄は、「新築」、「増改築」又は「改修」の別を記入してください。

※2 (E) の「施設整備」の欄は、整備予定病床数×施設整備基準額 (1床当たり) で算出してください。

〔 新築・増改築 4,312,000円
改修 3,333,000円 〕

※3 (F) の金額は、(C)、(D)及び(E)のうち最も少ない額を記入してください。

※4 (H) の金額は、算出した額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てた額を記入してください。

また、1施設当たりの補助交付額は、施設整備、設備整備及び施設設計を合わせて8,000万円を限度額とします。

(旧)

別紙1(変更)

申請額算出調査(回復期機能を持つ病床への転換又は回復期機能を持つ病床の増床に係る事業)

(医療機関の名称) :
(開設者) :

区分	整備区分 ※1	総事業費 (A)	寄附金その他の収入額 (B)	差引額 (A)-(B) (C)	対象経費の 支出予定額 (D)	基準額 ※2(E)	選定額 ※3(F)	補助率 (G)	補助所要額 (F)×(G) ※4(H)	備考 (整備病床数) 床
病床機能分化促進事業	/	円	円	円	円	円	円	1/2	円	
施設整備								1/2		
設備整備						1,080万円		1/2		
施設設計						1,000万円		1/2		

(新)

(注) ※1 「整備区分」欄は、「新築」、「増改築」又は「改修」の別を記入してください。

※2 (E) の「施設整備」の欄は、整備予定病床数×施設整備基準額(1床当たり)で算出してください。

※3 (F) の金額は、(C)、(D)及び(E)のうち最も少ない額を記入してください。

※4 (H) の金額は、算出した額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てた額を記入してください。

また、1施設当たりの補助交付額は、施設整備、設備整備及び施設設計を合わせて1億4,000万円を限度額とします。

※5 変更が発生した箇所については、変更後の金額及び内容の上に、変更前の金額及び内容を括弧書きで記入してください。

{ 新築・増改築 7,875,000円
改修 5,966,000円

別紙1(変更)

申請額算出調査(回復期機能を持つ病床への転換又は回復期機能を持つ病床の増床に係る事業)

(医療機関の名称) :
(開設者) :

区分	整備区分 ※1	総事業費 (A)	寄附金その他の収入額 (B)	差引額 (A)-(B) (C)	対象経費の 支出予定額 (D)	基準額 ※2(E)	選定額 ※3(F)	補助率 (G)	補助所要額 (F)×(G) ※4(H)	備考 (整備病床数) 床
病床機能分化促進事業	/	円	円	円	円	円	円	1/2	円	
施設整備								1/2		
設備整備						1,080万円		1/2		
施設設計						1,000万円		1/2		

(旧)

(注) ※1 「整備区分」欄は、「新築」、「増改築」又は「改修」の別を記入してください。

※2 (E) の「施設整備」の欄は、整備予定病床数×施設整備基準額(1床当たり)で算出してください。

※3 (F) の金額は、(C)、(D)及び(E)のうち最も少ない額を記入してください。

※4 (H) の金額は、算出した額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てた額を記入してください。

また、1施設当たりの補助交付額は、施設整備、設備整備及び施設設計を合わせて8,000万円を限度額とします。

※5 変更が発生した箇所については、変更後の金額及び内容の上に、変更前の金額及び内容を括弧書きで記入してください。

{ 新築・増改築 4,312,000円
改修 3,333,000円

別紙1 (実績)

申請額算出調書 (回復期機能を持つ病床への転換又は回復期機能を持つ病床の増床に係る事業)

(医療機関の名称) :
(開設者) :

区分	整備区分 ※1	総事業費 (A)	寄附金その他の収入額 (B)	差引額 (A)-(B) (C)	対象経費の 実支出額 (D)	基準額 ※2 (E)	選定額 ※3 (F)	補助率 (G)	補助所要額 (F)×(G) ※4 (H)	交付決定済 額 (I)	補助金額 (H)又は(1)の 少ない方の額 (K)
病床機能分化促進事業	△	円	円	円	円	円	円	1/2	円		円
施設整備	△							1/2			
設備整備	△				1,080万円			1/2			
施設設計	△				1,000万円			1/2			

(注) ※1 「整備区分」欄は、「新築」、「増改築」又は「改修」の別を記入してください。

※2 (E) の「施設整備」の欄は、整備予定病床数×施設整備基準額 (1床当たり) で算出してください。 [新築・増改築 7,875,000円
改修 5,966,000円]

※3 (F) の金額は、(C)、(D)及び(E)のうち最も少ない額を記入してください。

※4 (H) の金額は、算出した額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てた額を記入してください。

また、1施設当たりの補助交付額は、施設整備、設備整備及び施設設計を合わせて1億4,000万円を限度額とします。

(新)

別紙1 (実績)

申請額算出調書 (回復期機能を持つ病床への転換又は回復期機能を持つ病床の増床に係る事業)

(医療機関の名称) :
(開設者) :

区分	整備区分 ※1	総事業費 (A)	寄附金その他の収入額 (B)	差引額 (A)-(B) (C)	対象経費の 実支出額 (D)	基準額 ※2 (E)	選定額 ※3 (F)	補助率 (G)	補助所要額 (F)×(G) ※4 (H)	交付決定済 額 (I)	補助金額 (H)又は(1)の 少ない方の額 (K)
病床機能分化促進事業	△	円	円	円	円	円	円	1/2	円		円
施設整備	△							1/2			
設備整備	△				1,080万円			1/2			
施設設計	△				1,000万円			1/2			

(注) ※1 「整備区分」欄は、「新築」、「増改築」又は「改修」の別を記入してください。

※2 (E) の「施設整備」の欄は、整備予定病床数×施設整備基準額 (1床当たり) で算出してください。 [新築・増改築 4,312,000円
改修 3,333,000円]

※3 (F) の金額は、(C)、(D)及び(E)のうち最も少ない額を記入してください。

※4 (H) の金額は、算出した額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てた額を記入してください。

また、1施設当たりの補助交付額は、施設整備、設備整備及び施設設計を合わせて8,000万円を限度額とします。

(旧)

事業計画書

事業の名称	病床機能分化促進事業		施設所在地		
開設者名	施設名				
1 施設整備の規模及び構造等					
敷地の状況 (自己所有地・借地・買収(予定)の別) ※該当に○	() m ²	※該当に○			
事業の種類 (新築・増改築/改修/設備整備/施設設計) ※該当に○	() m ²	※該当に○			
建物の構造及び面積	構造 () 階建	建築面積 () m ²			
		延床面積 () m ²			
整備病床情報	病棟数 整備前 () 棟 整備後 () 棟	病床数 整備前 () 床 整備後 () 床			
	算定開始予定日 令和 年 月 日	算定開始予定日 令和 年 月 日			
	地域包括ケア病棟	整備後 () 棟			
	施設基準届出予定日 令和 年 月 日	整備後 () 床			
	算定開始予定日 令和 年 月 日				
2 施工状況					
工事の施工方法 (直営・請負) ※該当に○					
施工期間 着工 令和 年 月 日 ~ 竣工 令和 年 月 日					
3 事業費内訳					
区分	費目	面積 m ²	単価 円	金額 円	備考
補助対象事業分	施設整備事業				
	施設設計事業				
小計①					
小計①+②					
4 財源内訳		金額	円		(内訳)
		(1) 県補助金			
		(2) 市町村補助金			
		(3) 地方債			
		(4) 寄附金			
		(5) 借入金			
		(6) 自己財源他			
5 その他参考事項(整備理由等)					

注：施設整備事業及び施設設計事業を行わない場合は、「3 事業費内訳」及び「4 財源内訳」は記載不要です。

事業計画書

事業の名称	病床機能分化促進事業		施設所在地		
開設者名	施設名				
1 施設整備の規模及び構造等					
敷地の状況 (自己所有地・借地・買収(予定)の別) ※該当に○	() m ²	※該当に○			
事業の種類 (新築・増改築/改修/設備整備) ※該当に○	() m ²	※該当に○			
建物の構造及び面積	構造 () 階建	建築面積 () m ²			
		延床面積 () m ²			
整備病床情報	病棟数 整備前 () 棟 整備後 () 棟	病床数 整備前 () 床 整備後 () 床			
	算定開始予定日 令和 年 月 日	算定開始予定日 令和 年 月 日			
	地域包括ケア病棟	整備後 () 棟			
	施設基準届出予定日 令和 年 月 日	整備後 () 床			
	算定開始予定日 令和 年 月 日				
2 施工状況					
工事の施工方法 (直営・請負) ※該当に○					
施工期間 着工 令和 年 月 日 ~ 竣工 令和 年 月 日					
3 施設整備費内訳					
区分	費目	面積 m ²	単価 円	金額 円	備考
補助対象事業分	施設整備事業				
	施設設計事業				
小計①					
小計①+②					
4 財源内訳		金額	円		(内訳)
		(1) 県補助金			
		(2) 市町村補助金			
		(3) 地方債			
		(4) 寄附金			
		(5) 借入金			
		(6) 自己財源他			
5 その他参考事項(整備理由等)					

注：施設整備事業を行わない場合は、「3 施設整備費内訳」及び「4 財源内訳」は記載不要です。

変更後事業 業 計 画 書

事業の名称 開設者名	病床機能強化促進事業 施設名	施設所在地	費用	面積	単価	金額	備考
1 施設整備の規模及び構造等							
敷地の状況	敷地面積 () m ² (自己所有地・借地・買収(予定)の別) ※該当に○						
事業の種類	(新築・増改築 / 改修 / 設備整備 / 施設設計) ※該当に○						
建物の構造及び面積	構造 () 階建 建築面積 () m ² 延床面積 () m ²						
整備病床情報	病床数 整備前 () 棟 整備後 () 棟 病床数 整備前 () 床 整備後 () 床 施設基準届出予定日 令和 年 月 日 算定開始予定日 令和 年 月 日 病床数 整備前 () 棟 整備後 () 棟 病床数 整備前 () 床 整備後 () 床 施設基準届出予定日 令和 年 月 日 算定開始予定日 令和 年 月 日						
2 施工状況							
工事の施工方法	(直営・請負) ※該当に○						
施工期間	着工 令和 年 月 日 ~ 竣工 令和 年 月 日						
3 事業費内訳							
区分	費目	面積	単価	金額	備考		
	施設整備事業	m ²	円	円			
	施設設計事業		円	円			
	小計①						
(注) 1 施設整備事業及び施設設計事業を行わない場合は、「3 事業費内訳」及び「4 財源内訳」は記載不要です。 2 変更が発生した箇所については、変更後の金額及び内容の上に、変更前の金額及び内容を括弧書きで記入してください。							
補助対象事業分	施設整備事業						
	施設設計事業						
	小計②						
	合計①+②						
4 財源内訳							
区分	金額	備考					
(1) 県補助金	円	(内訳)					
(2) 市町村補助金							
(3) 地方債							
(4) 寄附金							
(5) 借入金							
(6) 自己財源他							
	計						
5 その他参考事項 (整備理由等)							

変更後事業 業 計 画 書

事業の名称 開設者名	病床機能強化促進事業 施設名	施設所在地	費用	面積	単価	金額	備考
1 施設整備の規模及び構造等							
敷地の状況	敷地面積 () m ² (自己所有地・借地・買収(予定)の別) ※該当に○						
事業の種類	(新築・増改築 / 改修 / 設備整備) ※該当に○						
建物の構造及び面積	構造 () 階建 建築面積 () m ² 延床面積 () m ²						
整備病床情報	病床数 整備前 () 棟 整備後 () 棟 病床数 整備前 () 床 整備後 () 床 施設基準届出予定日 令和 年 月 日 算定開始予定日 令和 年 月 日 病床数 整備前 () 棟 整備後 () 棟 病床数 整備前 () 床 整備後 () 床 施設基準届出予定日 令和 年 月 日 算定開始予定日 令和 年 月 日						
2 施工状況							
工事の施工方法	(直営・請負) ※該当に○						
施工期間	着工 令和 年 月 日 ~ 竣工 令和 年 月 日						
3 施設整備費内訳							
区分	費目	面積	単価	金額	備考		
	施設整備事業	m ²	円	円			
	施設設計事業						
	小計①						
(注) 1 施設整備事業を行わない場合は、「3 施設整備費内訳」及び「4 財源内訳」は記載不要です。 2 変更が発生した箇所については、変更後の金額及び内容の上に、変更前の金額及び内容を括弧書きで記入してください。							
補助対象事業分	施設整備事業						
	施設設計事業						
	小計②						
	合計①+②						
4 財源内訳							
区分	金額	備考					
(1) 県補助金	円	(内訳)					
(2) 市町村補助金							
(3) 地方債							
(4) 寄附金							
(5) 借入金							
(6) 自己財源他							
	計						
5 その他参考事項 (整備理由等)							

別紙4 (実績)

事業実績報告書

事業の名称 開設者名	施設名	施設所在地			
1 施設整備の規模及び構造等					
敷地の状況 (自己所有地・借地・買収(予定)の別) ※該当に○	() m ²	※該当に○			
事業の種類 (新築・増改築 / 改修 / 設備整備 / 施設設計) ※該当に○	() m ²	※該当に○			
建物の構造 及び面積	構造 ()階建 延床面積 () m ²				
病棟数 整備前 ()棟 整備後 ()棟					
回復期リハビリ病棟 施設基準届出予定日 令和 年 月 日					
病棟数 整備前 ()棟 整備後 ()棟					
地域包括ケア病棟 施設基準届出予定日 令和 年 月 日					
ア病棟 算定開始予定日 令和 年 月 日					
2 施工状況					
工事の施工方法 (直営・請負) ※該当に○					
施工期間 着工 令和 年 月 日～竣工 令和 年 月 日					
3 事業費内訳					
区分	費目	面積	単価	金額	備考
補助対象事業分	施設整備事業	m ²	円	円	
	施設設計事業		円	円	
小計①					
補助対象外事業分					
小計②					
合計①+②					
4 財源内訳			金額	備考	
区分			金額	備考	(内訳)
(1) 県補助金					
(2) 市町村補助金					
(3) 地方債					
(4) 寄附金					
(5) 借入金					
(6) 自己財源他					
計					
5 その他参考事項(整備理由等)					

注：施設整備事業及び施設整備事業を行わない場合は、「3 事業費内訳」及び「4 財源内訳」は記載不要です。

(第)

別紙4 (実績)

事業実績報告書

事業の名称 開設者名	施設名	施設所在地			
1 施設整備の規模及び構造等					
敷地の状況 (自己所有地・借地・買収(予定)の別) ※該当に○	() m ²	※該当に○			
事業の種類 (新築・増改築 / 改修 / 設備整備) ※該当に○	() m ²	※該当に○			
建物の構造 及び面積	構造 ()階建 延床面積 () m ²				
病棟数 整備前 ()棟 整備後 ()棟					
回復期リハビリ病棟 施設基準届出予定日 令和 年 月 日					
病棟数 整備前 ()棟 整備後 ()棟					
地域包括ケア病棟 施設基準届出予定日 令和 年 月 日					
ア病棟 算定開始予定日 令和 年 月 日					
2 施工状況					
工事の施工方法 (直営・請負) ※該当に○					
施工期間 着工 令和 年 月 日～竣工 令和 年 月 日					
3 施設整備費内訳					
区分	費目	面積	単価	金額	備考
補助対象事業分	施設整備事業	m ²	円	円	
	施設設計事業		円	円	
小計①					
補助対象外事業分					
小計②					
合計①+②					
4 財源内訳			金額	備考	
区分			金額	備考	(内訳)
(1) 県補助金					
(2) 市町村補助金					
(3) 地方債					
(4) 寄附金					
(5) 借入金					
(6) 自己財源他					
計					
5 その他参考事項(整備理由等)					

注：施設整備事業を行わない場合は、「3 施設整備費内訳」及び「4財源内訳」は記載不要です。

(第)